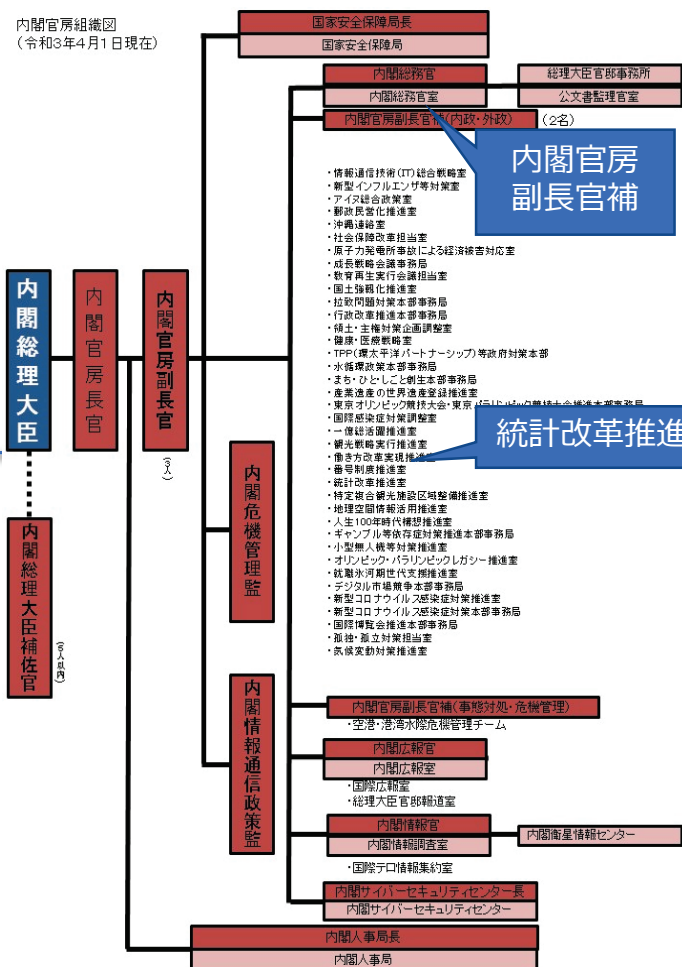


統計分析審査官の位置付け

- 令和元年6月の統計委員会建議（第一次再発防止策）を踏まえ、同年7月、統計改革推進室（注）に**統計分析審査官**を配置（緊急増員、令和6年度末までの5年間の時限）
- 基幹統計調査・一般統計調査を所管する各府省に併任発令（人員数は、統計調査数等に応じて配分）
- 分析審査総括は、総務省政策統括官（統計制度担当）付に併任発令。総務省と緊密に連携

（注）統計改革推進室の事務は、令和3年11月に行政改革推進本部事務局に移管された。

内閣官房組織図
(令和3年4月1日現在)



統計改革推進会議

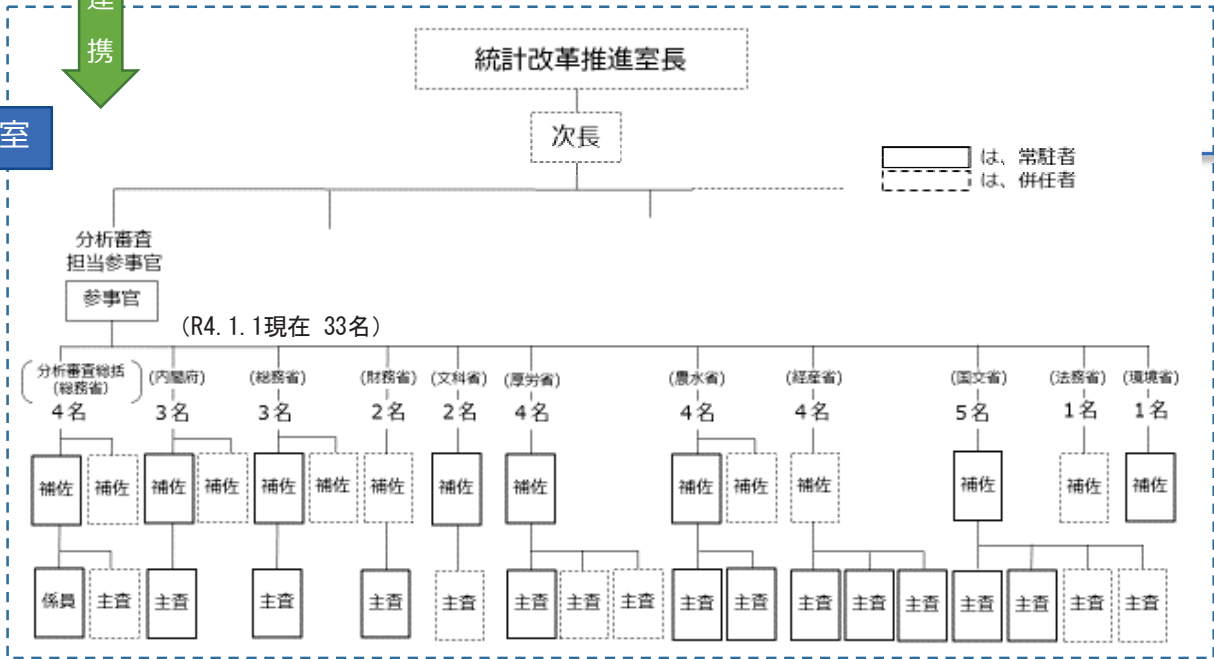
- 議長
構成員
- 内閣官房長官
 - 行政改革担当大臣
 - 内閣府特命担当大臣
 - 総務大臣
 - 財務大臣
 - 経済産業大臣
 - 日本銀行総裁
 - 他 有識者10名

人事院※

※一般統計調査を所管する人事院は、独自に配置した統計分析審査官が会議等に出席



推進室は、内閣府及び総務省の協力を得て庶務を担当



は、常駐者
は、併任者

総務省統計研究研修所や（独）統計センターも中央統計機構として取組を支援

統計分析審査官の活動状況

(1) 各府省における統計の集計プロセスに分析的審査を順次導入

- 旧統計改革推進室において、各府省の統計調査の集計プロセスにおける審査の実施状況を確認した結果、分析的審査以前に、調査票の記入漏れチェックや結果表の表内検算・表間検算などの基礎的審査を実施していない統計調査があることが判明

【各府省の取組】

- ⇒ 全ての統計調査に基礎的審査を導入するための計画の策定（令和元年度）
- ⇒ 基礎的審査導入計画に基づく基礎的審査の導入推進、統計の集計プロセスにおける分析的審査の事例共有・導入推進（令和2年度）
- ⇒ （統計分析審査官会議において分析的審査の定義・考え方を整理）
基礎的審査・分析的審査の導入状況のフォローアップ（令和2年度）

(2) PDCAサイクル（※1）の取組への参画

- ⇒ 例）調査担当課室における的確な点検・評価の進行管理、二次的な点検及び指導
（※1）統計調査の実施後において、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、次回以降の調査計画等の見直しに反映する取組。

(3) BPR（※2）手法を活用した統計作成プロセスやシステムの改修等の取組への参画

- ⇒ 例）出先機関を含む省内の統計作成プロセスの透明化・PDCAサイクルによるガバナンスの確立のためのシステム開発に参画
（※2）Business Process Reengineeringの略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構及び情報システムを再設計すること。

統計分析審査官の活動状況（続き）

（４）統計の誤りが発生した場合の再発防止策の指導・助言や作成プロセスの抜本改善の必要性の検討

⇒ 各府省において、「公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応」についてのルールを策定（令和２年８月～。統計調査を所管する全ての府省で策定済み。）

（対応ルールの主な内容）

- ・ ルールの範囲：継続的に実施している統計調査の公表結果、その解釈に影響を与える公表事項
- ・ 関係者の役割：統計幹事、窓口課室、調査実施課室、統計分析審査官の役割を記載

※ 統計分析審査官は、再発防止策の指導・助言を行うとともに、調査実施課室が行う

- ① 誤りが疑われる公表数値等が実際に誤りであるか否かの確認
- ② 誤りの是正

について、必要に応じて協力する。

- ・ 公表数値等の誤りが疑われる場合の対応手順：統計幹事等への一報 ⇒ 誤りか否かの確認
- ・ 公表数値等の誤りを発見した場合の対応手順：統計幹事等への一報 ⇒ 事実関係の把握 ⇒ 利活用者への連絡、影響の確認 ⇒ 再発防止策の検討 ⇒ 統計分析審査官への相談 ⇒ 公表内容及び公表方法の検討 ⇒ 統計幹事への最終報告 ⇒ 公表内容等の連絡 ⇒ 訂正の公表
- ・ 統計分析審査官への対応結果の提出 など

各府省における公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関する 内閣官房の対応等について

令和2年6月17日
内閣官房統計改革推進室

1. 目的

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年9月30日統計委員会建議）及び統計行政の新生に向けて（令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会報告）において、疑義照会があった場合の組織内情報共有ルールや誤り発見後の対応ルールを定める必要があることが指摘されている。これを受けて、内閣官房統計改革推進室として、各府省において公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関するルールを定めるに当たってのひな型を示すとともに、各府省における誤り事案を整理・分析し、情報共有するための方針を定める。

2. 概略

公表数値等の誤り等への主な関係者の対応は、別紙1のとおりである。

内閣官房統計改革推進室は、各府省における公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応が適切に実施されるよう指導・助言等を行う。

3. 方針

(1) 各府省における対応ルールのひな型

統計調査を実施する各府省が定めるべき対応ルールのひな型は、別紙2のとおりである。また、実務上の参考とするために、ひな型をフロー図にしたものが、別紙2の参考である。本ひな型の趣旨を踏まえる限りにおいては、各府省の実情等に応じてひな型とは異なるかたちで定めることは差し支えない。

また、本ひな型は、軽重問わず誤りが発生した場合に、最低限対応すべき内容を示したものである。

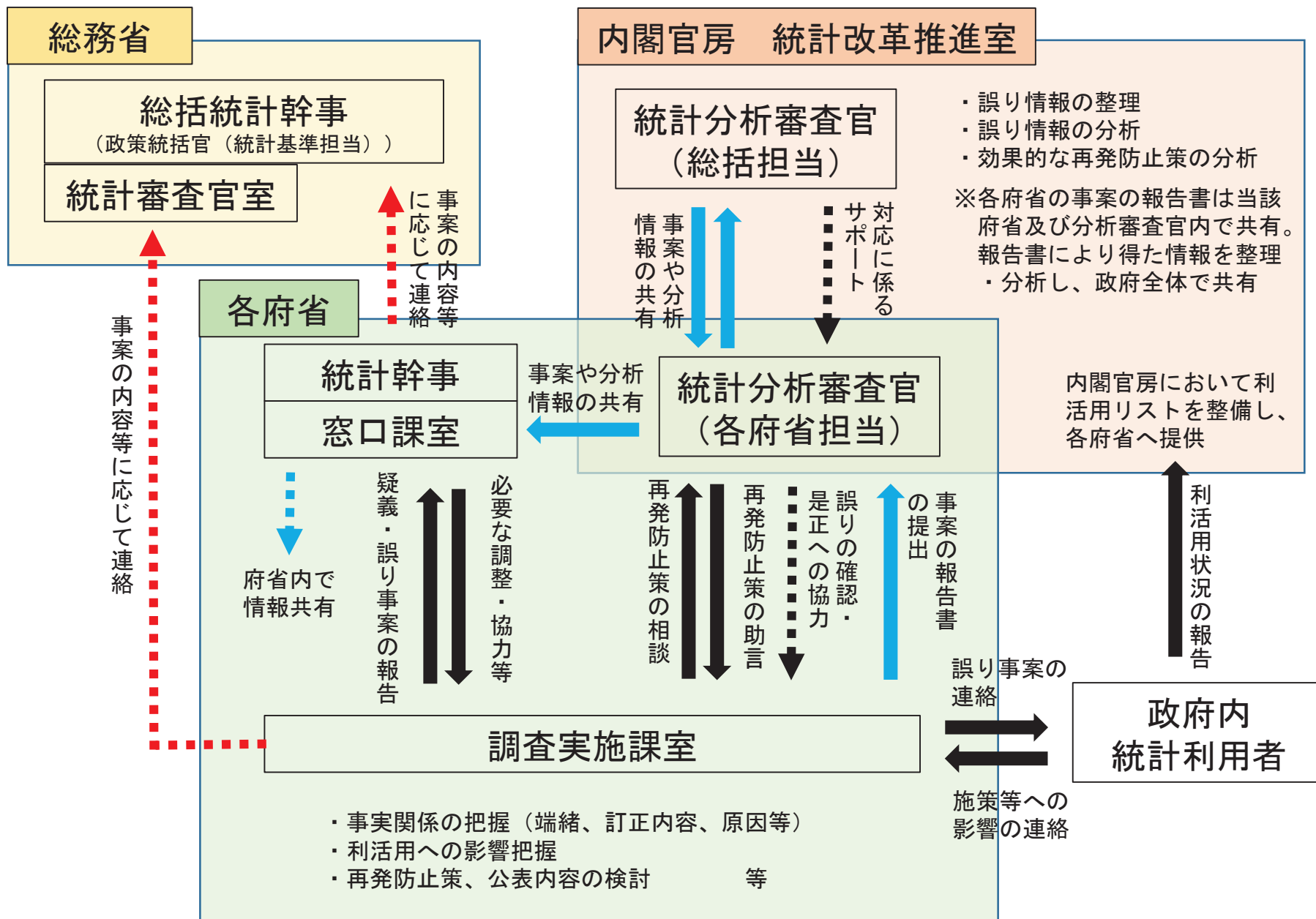
なお、本ひな型は継続実施している統計調査を対象としているが、それ以外の調査についてもこれに準じて対応することが望ましい。また、公表数値等の訂正を伴わない調査票情報の訂正等については本取組の対象とはしないが、各府省において、本取組も踏まえつつ、必要な対応が行われることを期待する。

(2) 誤り情報の共有

統計分析審査官（各府省担当）は、結果数値等の訂正の公表後に調査実施課室から提出された報告書を随時、統計分析審査官（総括担当）に提出し、再発防止策の検討等に資するよう、統計分析審査官内で共有する。また、各府省の窓口課室は必要に応じて当該府省内で共有することができる。

統計分析審査官は共有された報告書を集約した上で、統計分析審査官（総括担当）を中心に、原因別の発生状況、効果的な再発防止策等について分析し、その情報を原則として年1回程度、統計分析審査官（各府省担当）及び各府省の窓口課室を通じて政府全体で共有する。

公表数値等の誤り等への主な関係者の対応（関係図）



公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応について

令和2年●月●日
○○○省

1 目的

「公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応について」（以下「本ルール」という。）は統計調査の結果等について、**公表後に誤りが疑われた場合及び誤りを発見した場合の対応**を円滑に行うことを目的として定めるものである。

なお、本ルールに定める対応は基礎的なものであり、誤りの内容その他の状況を勘案し必要に応じて、本ルールの趣旨を踏まえつつ、本ルール以外の適切な対応（対応順序の変更、訂正值の公表に先だつての事案の内容や影響範囲の公表など）を行うこととする。

2 ルールの範囲

継続実施している基幹統計調査及び一般統計調査について、公表している統計調査の結果及びその解釈に影響を与える公表事項を対象とする。

3 関係者の役割

本ルールを実行するために統計幹事及び窓口課室、調査実施課室並びに内閣官房統計分析審査官は、以下の役割を担う。

（1）統計幹事及び窓口課室

- 統計幹事は、事実関係等に基づき、対応方針の指示、再発防止策等の最終確認、省内外の必要な調整を行う。
- 局○○課は、窓口課室として、統計幹事を補佐する。また、調査実施課室に協力し、連携して対応する。

（2）調査実施課室

事実関係の把握、利活用者への連絡、公表内容及び公表方法の検討、再発防止策の検討、対策の実施、関係者との情報共有・調整を行う。

（3）内閣官房統計分析審査官

再発防止策の指導・助言を行うとともに、調査実施課室が行う①誤りが疑われる公表数値等が実際に誤りであるか否かの確認、②誤りの是正について、必要に応じて協力する。

4 公表数値等の誤りが疑われる場合の対応の手順

(1) 統計幹事等への一報

調査実施課室の各種作業等において生じた疑義や統計利活用者等からの疑義照会等により、公表数値等の誤りが疑われる場合は速やかに、調査実施課室は、把握している情報（疑義の内容、利活用状況等）について、統計幹事に一報する。あわせて、窓口課室及び統計分析審査官にも一報する。

※ 統計利活用リストにおける各府省の連絡要望者が行う利活用に影響を与えないことが明らかである場合には、統計幹事、窓口課室及び統計分析審査官への一報は要しない。

(2) 誤りか否かの確認

調査実施課室は、誤りが疑われる公表数値等が実際に誤りであるか否かを確認する。その際、必要に応じて、統計分析審査官の協力を得て対応する。誤りであった場合は、下記5のとおり対応する。誤りでなかった場合は、上記(1)で報告した者に対して誤りでなかった旨を報告する。

5 公表数値等の誤りを発見した場合の対応の手順

(1) 統計幹事等への一報

調査実施課室は、公表数値等の誤りを発見した場合は速やかに、以下の事項を中心とした把握している限りの事実関係について、統計幹事に一報する。あわせて、窓口課室及び統計分析審査官にも一報する。

- ・ 事案の内容
- ・ 事案発見の端緒（発見者、発見日）
- ・ 確認された内容（経緯）
- ・ 訂正内容
- ・ 発生原因
- ・ 利活用状況（利活用先や想定される影響）

なお、調査実施課室は、下記(2)(3)の対応により把握した情報については、随時、窓口課室及び統計分析審査官に共有するとともに、事案の状況に応じ、適宜、統計幹事に中間報告を行う。

また、誤りの是正に当たっては、必要に応じて、統計分析審査官の協力を得て対応する。

(2) 事実関係の把握

調査実施課室は、上記(1)に掲げた事項（下記(3)で把握する利活用に与える影響を除く。）を中心とした必要な事実関係について、更に詳細を把握する。

下記（３）から（６）までの対応は、事実関係の把握状況を踏まえ、適時に行う。

（３）利活用者への連絡、影響の確認

調査実施課室は、統計利活用リストにおける各府省の連絡要望者に対し、速やかに連絡を行い、当該者の協力を得て、発生した公表数値等の誤りの利活用に与える影響を確認する。

※ 連絡要望者が行う利活用に影響を与えないことが明らかである場合や、機微な情報であること等を勘案し、連絡する内容や利活用者の範囲を適切な範囲に限定することができる。また、訂正後の数値等を提供する場合は、公表前の情報であることに留意した対応を行う。

（４）再発防止策の検討

調査実施課室は、新たな審査・確認方法を導入するなど、体制を含めた具体的な再発防止策及びその導入時期を検討する。

【再発防止策の例】

- ・ 新たな審査・確認方法の導入
- ・ 新たな体制の導入
- ・ 手作業の自動化
- ・ 報告者による誤記入防止策の導入

※ 事案の速やかな公表を優先し、再発防止策の具体化を待つことなく、以降の対応を行うことができる。

（５）統計分析審査官への相談

調査実施課室は、上記（４）において検討した内容について統計分析審査官に相談し、再発防止策の助言等を得る。

（６）公表内容及び公表方法の検討

調査実施課室は、正誤情報、誤りの発生原因及び再発防止策の概要などの公表内容を検討する。また、事案の内容を勘案し、統計利活用者に対して的確に情報が伝わるよう、適切な公表方法を検討する。

（７）統計幹事への最終報告

調査実施課室は、上記（２）から（６）までについて、別添様式に沿った文書を作成し、必要に応じ別途資料を追加した上で、統計幹事に報告する。

（８）公表内容等の連絡

調査実施課室は、上記（６）で検討した内容について、上記（７）で統計

幹事の了解が得られた後、上記（３）で連絡した利活用者に連絡する。

※ 訂正後の数値等が公表前の情報であることを踏まえ、連絡する内容や利活用者の範囲を適切な範囲に限定することができる。

（９）公表

調査実施課室は、適切な公表方法により、公表する。また、統計利活用リストに掲載されている全ての利活用者に、誤りの内容及び公表した旨を連絡する。

６ 統計分析審査官への対応結果の提出

統計幹事へ報告した、別添様式に沿った文書を統計分析審査官に提出する。

※ 統計幹事への報告時に別途追加した資料の提出は要しない。

７ その他

（１）調査実施課室から統計幹事、窓口課室及び統計分析審査官へ報告等を行うこととされているものについては、これらの者に適切に報告等が行われる限りにおいて、調査実施課室が誤りの是正等に注力する等の観点から、窓口課室が調査実施課室から一元的に報告等を受け、統計幹事及び統計分析審査官に報告等を行うこととすることができる。

（２）複数の府省庁で共管としている統計調査については、あらかじめ又は誤りの内容等に応じて都度、主として対応を行う府省庁を定め、連携して対応する。

令和 年 月 日
〇〇課

〇〇統計調査の公表数値等の訂正について

- 1 調査名
- 2 事実関係
 - (1) 事案の内容
 - (2) 事案発見の端緒
 - (3) 確認された内容（経緯）
 - (4) 訂正内容
 - 【正】

 - 【誤：現在の公表数値等】
 - (5) 発生原因
- 3 統計利活用者への連絡、影響の確認
 - (1) 省内
 - (2) 省外
- 4 再発防止策及びその導入時期
- 5 統計分析審査官への相談
- 6 訂正情報の公表

以上

令和2年6月8日
〇〇課

〇〇統計調査の公表数値等の訂正について

1 調査名

〇〇統計調査（基幹統計調査）

2 事実関係

（1）事案の内容

令和2年6月1日に公表した、市別食料品製造業現金給与総額について、
××市の結果が誤っていた。（結果表第〇表）

（2）事案発見の端緒

令和2年6月3日 都道府県職員から電話にて疑義照会（〇〇課職員受）。

（3）確認された内容（経緯）

- ① 委託先が調査票を精査して誤りの可能性のある調査票を特定した。
- ② 報告者に対して疑義照会を行った。
- ③ 調査対象者から誤りであった旨の報告及び正しい回答を得た。

（4）訂正内容

【正】

××市 食料品製造業現金給与総額 ●●●万円

【誤：現在の公表値】

××市 食料品製造業現金給与総額 ●●●万円

（5）発生原因

報告者の記入誤り（単位の記載誤り）。

3 統計利活用者への連絡、影響の確認

統計利活用リストに掲載されている連絡要望者に連絡済み。

（1）省内

●●課。今回の訂正箇所は、施策に利用していない。

(2) 省外

内閣府（国民経済計算）。今回の訂正箇所は、国民経済計算の算出過程に用いているものの、訂正内容をもって、国民経済計算の公表結果は変わらない。

4 再発防止策及びその導入時期

- ① 正確な記入を促す観点から、調査対象に配布する「調査票記入の手引き」に注意事項として本事例を紹介（次回調査から実施）。
- ② 調査票審査において、今回の報告誤りのあった調査事項に関しては、前回報告値より10倍を超える報告があった場合にエラー表示が出るようプログラム変更を行う（令和3年度にシステム改修予定）。

5 統計分析審査官への相談

統計分析審査官には本事案を報告済み。再発防止策を相談し、統計分析審査官の助言により、上記再発防止策②を実施することとした。

6 訂正情報の公表

令和2年6月9日に〇〇統計調査のHPに結果数値訂正のお知らせ（正誤表、発生原因及び再発防止策）を掲載し、併せてe-Statに掲載中のファイルも差し替える。公表内容は別添のとおり。

以上

公表数値等の誤りに係る疑義照会及び誤り発見後の対応フロー図

別紙2の参考

※本ルールに定める対応は基礎的なものであり、誤りの内容やその他の状況を勘案し必要に応じて、本ルールの趣旨を踏まえつつ、本ルール以外の適切な対応を行うこととする。
このため統計幹事は、対応方針の指示や省内外の必要な調整等を行う。

